

# NEWS LETTER

February 2026 - Vol.59

## CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、「化評法 - 既存化学物質共同登録」について理解を深めるために  
ご要望の際に以下のように1:1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
  - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
  - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
  - 物質別の登録戦略策定
  - 物質別登録時の予想費用を算出
  - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
  - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
  - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。  
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイルが付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

## 目次

化評法(K-REACH) .....	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	3
[化学物質安全院公告第2026-1号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正(案)行政告示.....	3
[化学物質安全院公告第2026-2号]「事故防備物質の指定」告示改正(案)行政予告.....	3
[気候エネルギー環境部公告第2026-114号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令一部改正令(案)立法予告.....	4
[気候エネルギー環境部公告第2026-129号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令(案)立法予告.....	4
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	6
化学製品安全法(K-BPR).....	7
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	7
[気候エネルギー環境部告示第2026-39号]「殺生物製品表示に関する規定」一部改正告示.....	7
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	8
医療機関向け環境表面用殺菌剤（ワイプ型）製品のお知らせ.....	8
殺生物剤試験分析機関のご案内.....	8
承認殺生物製品（殺菌剤）の効果・効能（標的生物種）情報のご案内.....	9
殺生物製品の変更基準および提出資料に関するご案内.....	9
木材用保存剤製品の承認申請資料に関するご案内.....	9
製品内使用可能主成分および保存用物質の使用期限.....	10
承認対象の安全確認対象生活化学製品の殺生物製品への転換に伴う製品取り下げ申請の再案内(第3次) ..	10
産業安全保健法(ISHA) .....	11
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	11
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	12
MSDS内容の適正性確認に関するガイドラインを掲示(2026.2.11).....	12
物質安全保健資料（MSDS）および警告表示に関する動画教材の公開.....	12

## 化評法(K-REACH)

### 法律の動向 - 改正・予告(案)など

#### [化学物質安全院公告第2026-1号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正(案)行政告示

「化学物質の登録及び評価などに関する法律」第21条及び同法施行規則第28条により、「化学物質の有害性審査結果」一部改正案を行政告示します。

#### 主な内容

- イ. 登録通知済みの化学物質に対する有害性審査結果告示
    - 別表第2号（既存化学物質）審査完了物質（2025.6.~8）56種(固有番号 2026-715~2026-770)
  - ロ. 追加資料確保による既存化学物質改正5種
  - ハ. 有害性審査が完了した化学物質の名称(CAS No.)、人体など有害性物質の該非、主な有害性などを告示
- 二. 資料保護開示の事由が発生したことによる新規化学物質の名称公開など改正総69種
    - 資料保護期間(2024年)が満了することにより、化学物質名称(CAS No.を含む)が「総称名」で告示された物質の化学物質名称公開67種
    - 重複して告示された物質の改正2種を含む(固有番号2018-384, 2019-530)
    - 同一物質の場合、1件に告示するとともに、当該件以外の化学物質名称欄に“固有番号〜と同一”と記載し、該当する化学物質の有害性、分類及び表示等を確認できるようします。

#### 参考資料

化学物質安全院>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号223、登録日2026.1.30)  
(<https://nics.mcee.go.kr/sub.do?menuId=36>)

#### [化学物質安全院公告第2026-2号]「事故防備物質の指定」告示改正(案)行政予告

#### 制定理由

2025年9月26日に新規指定された事故防備物質3種(キシレン、スチレン、1,3-ブタジエン)に対し、従前の「化学物質管理法」第9条により化学物質確認を行った場合はこれを認めるための改正案です。

#### 主な内容

2025年9月26日前から製造または輸入し「化学物質管理法」第9条による化学物質確認明細書を提出した者は、2025年9月26日以降にも事故防備物質に対する化学物質確認明細書を提出したと認める。

#### 参考資料

化学物質安全院>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、公示、登録日2026.02.04  
(<https://nics.mcee.go.kr/sub.do?menuId=36>)

## [気候エネルギー環境部公告第2026-114号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令一部改正令(案)立法予告

### 改正理由

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」が改正(法律第21132号、2025.11.11.公布、2026.5.12.施行)にて新設・整備された制度(登録申請資料の共同提出・共同活用に関する紛争調整および登録申請資料の提出猶予等)を円滑に運用できるよう、関連業務の範囲を明確にし、受付・送付および事実調査等の執行業務の委任・委託根拠を整備するとともに、有害性の高い化学物質の使用削減活動を支援できるよう必要な事項を規定するための改正です。

### 主な内容

- イ. 国外製造・生産者が任命した者および化学物質情報処理システムの業務範囲等を明確化(案第21条第2号の2および第2号の3、第22条第4号の2および第4号の3を新設)  
国外製造・生産者が選任した者および化学物質情報処理システムで実施すべき業務の範囲に、登録申請資料の共同提出・共同活用に関する紛争調整や登録申請資料の提出猶予等の業務を追加
- ロ. 中小企業支援事業の範囲拡大(案第29条の2第7号新設)  
中小企業への支援項目に、有害性の高い化学物質の使用削減に関する活動を追加
- ハ. 紛争調整および国外製造・生産者が選任した者の業務継承など業務処理に関する委任・委託体制の整備(案第31条第2項第6号の2新設、第5項第5号の2新設および第15号改正、第6項第1号改正、第6項第7項および第8項新設)

### 意見提出

2026年3月18日までに統合立法予告センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じてオンライン提出またはメールや郵便提出

- 一般郵便: (30102) 499 Hannuri-daero, Sejong Special Self-Governing City, 気候エネルギー環境部 環境保健局 化学物質政策課
- FAX: 044-201-6786
- メール: dndud9029@korea.kr

### 参考資料

気候エネルギー環境部> 法令・政策> 法令情報> 立法予告、番号14、登録日2026.02.06.  
(<https://www.mcee.go.kr/home/web/index.do?menuId=68>)

## [気候エネルギー環境部公告第2026-129号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令(案)立法予告

### 改正理由

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」が改正(法律第21132号、2025.11.11.公布、2026.5.1.施行)により化学物質登録申請資料の共同提出・共同活用過程で生じる紛争の調整手続きや、所有者の使用同意を要する登録申請資料の提出猶予申請手続き等を、改正法に合わせて具体化し、国外製造・生産者が選任した者の変更時に、従前に行っていた業務の承継届出に関する規定等を整合的に整備するために改正します。

**主な内容**

- イ. 登録申請資料の共同提出方法・手続き規定を整備（案第17条第1項及び第2項の改正、第17条第6項及び第7項の削除）  
共同提出に関する条項を整備し、協議体構成に関する規定の一部を削除して体制を整備
- ロ. 登録申請資料の共同提出・共同活用に関する紛争調整手続きを新設（案第17条の2および関連様式の新設）
  - 紛争調整を申請しようとする者は、調整申請書（別紙第9号様式）に登録に支障が生じる可能性があることを証明する書類等を添付して気候エネルギー環境部長官に提出するように規定
  - 気候エネルギー環境部長官が調整案の作成に必要な場合、提出期限を定めて調整申請者等に資料の提出を求めることができるようにし、紛争事実調査等の関連業務の支援を韓国環境公団に要請できるように規定
  - 調整案を提示された当事者は30日以内に受諾の可否を気候エネルギー環境部長官に通知し、期限内に意思表示がない場合は受諾したものとみなす
- ハ. 所有者の使用同意が必要な登録申請資料の提出猶予・延長手続きの新設（案第17条の3および関連書式の新設）
  - 提出猶予を申請しようとする者は、提出猶予申請書（別紙第9号の3書式）に提出猶予の理由に該当することを証明できる書類等を添付し、化学物質安全院長に提出
  - 化学物質安全院長は、申請の受付日から30日以内に検討し、その結果を通知することとし、提出猶予期間の延長を希望する者は、猶予期間満了の30日前までに延長申請書（別紙第9号の5書式）を提出
- ニ. 国外製造・生産者が選任した者の変更時に業務継承の申告手続きを新設（案第35条の3第4項および関連書式の新設）
  - 国外製造・生産者の代理人が変更され、従前に実施した業務の効力を継承しようとする場合、従前の代理人が行った業務を継承したことを証明する書類等を添付し、韓国環境公団の理事長に提出

**意見提出**

2026年3月23日までに統合立法予告センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じてオンライン提出またはメールや郵便提出

- 一般郵便: (30102) 499 Hannuri-daero, Sejong Special Self-Governing City, 気候エネルギー環境部 環境保健局 化学物質政策課
- FAX: 044-201-6786
- メール: dndud9029@korea.kr

**参考資料**

気候エネルギー環境部 > 法令・政策 > 法令情報 > 立法予告、番号17、登録日2026.02.11.  
(<https://www.mcee.go.kr/home/web/index.do?menuId=68>)

## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

---

※ 2月化評法-国内動向に関する内容はあります。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

## 化学製品安全法(K-BPR)

### 法律の動向 - 改正・予告(案)など

#### [気候エネルギー環境部告示第2026-39号]「殺生物製品表示に関する規定」一部改正告示

気候エネルギー環境部告示「殺生物製品表示に関する規定」を一部改正します。

#### 改正理由

「化学製品安全法」による殺生物製品に対する表示事項を消費者がより簡単かつ明確に確認できるように、不備な点や可読性を改善するために改正します。

#### 主な内容

- イ. 一般消費者などのための表示事項の可読性を向上  
使用料・用法、使用上の注意事項、応急措置項目などは区分できるように分離して明確に記載するなど
- ロ. 製造・輸入者の表示方法に関する理解を高め、伝達の効率性を強化  
過度に細分化されたり重複されている可能性のある項目および名称を統合
- ハ. その他の事項  
今後、製品類型が拡大された場合に柔軟に対応できるように承認番号の構成方式を調整

#### 参考資料

気候エネルギー環境部 > 法令・政策 > 告示・訓令・例規 > 番号1619、登録日2026.02.06.  
(<https://www.mcee.go.kr/home/web/index.do?menuId=71>)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **01\_MCEE\_2026-39.pdf** をご参考下さい。

## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

## 医療機関向け環境表面用殺菌剤（ワイプ型）製品のお知らせ

承認猶予期間が2026年12月まで付与された製品情報について、「殺生物製品ITシステム（ecolife.mcee.go.kr）」にて確認できるよう現在対応中です（2月中予定）。なお、医療機関の円滑な業務遂行のため、附則の適用を受けるワイプ型製品の一部を先行して公示します。

イ. 対象：医療機関向け環境表面用殺菌剤（ワイプ型）製品（5件）

※ 製品情報は評価事項により変更可能性あり

ロ. 公示期限：2026.2.28.

※ ITシステムでの措置日程により変更可能性あり

## 参考資料

化学製品管理システム>お知らせ>殺生物剤、登録日 2026.01.30.

([https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?\\_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK\\_CLSF\\_CD=3&TASK\\_CL\\_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10](https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK_CLSF_CD=3&TASK_CL_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10))

## 殺生物剤試験分析機関のご案内

化学製品管理システムにおいて、殺生物剤の効果・効能および成分分析試験機関の検索方法ならびに試験分析機関一覧を案内しています。

1. 韓国認定機構（KOLAS）認定試験機関（リンク）

<https://www.knab.go.kr/usr/inf/srh/InfoTestInsttSearchList.do> → 分野を選択

認定分野(Field of Testing)	02 化学試験
詳細な分野	021 水質
	022 排水および廃棄物
	023 大気
	024 土壌
	025 室内およびその他の環境

2. 殺生物剤の試験分析機関リスト

※試験可能項目等に関するお問い合わせは各試験機関へ、中小企業向け殺生物剤支援事業等その他のお問い合わせは殺生物剤履行支援チーム（02-6050-1317）までご連絡ください。

## 参考資料

化学製品管理システム>お知らせ>殺生物剤、登録日 2026.02.05.

([https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?\\_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK\\_CLSF\\_CD=3&TASK\\_CL\\_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10](https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK_CLSF_CD=3&TASK_CL_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10))

**承認殺生物製品（殺菌剤）の効果・効能（標的生物種）情報のご案内**

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」第29条および同法施行規則第28条第2項第5号に基づき、承認殺生物製品情報を公開します。使用目的に適合する殺菌剤使用および情報提供のために承認殺生物製品の効果・効能（標的生物種）をご案内しています。

**参考資料**

化学製品管理システム>お知らせ>殺生物剤、登録日 2026.02.06.

([https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?\\_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK\\_CLSF\\_CD=3&TASK\\_CL\\_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10](https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK_CLSF_CD=3&TASK_CL_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10))

**殺生物製品の変更基準および提出資料に関するご案内**

「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」（略称：化学製品安全法）第23条および同法施行令第20条に基づき、承認殺生物製品の変更申告・変更承認の基準および提出資料に関する案内を公示します。

**主な内容**

- ハ. 変更承認対象および手続方法の一般原則を整備し主な履行事項を案内
- ニ. 変更承認項目(15件) ごとの基準および提出資料の案内
- ホ. 変更届出項目（行政情報）の提出資料案内

- ※ 本案内は、殺生物剤相談センターへの問い合わせ内容等を反映し、継続的に更新予定
- ※ ※ 化学製品管理システム(旧サイト)の承認製品情報を新しいシステムへ移行中のため、移行完了までは変更申告および変更承認（製品名変更）の案件に限り「文書24」(政府行政 IT システム)にて処理されます。

**参考資料**

化学製品管理システム>お知らせ>殺生物剤、登録日 2026.02.06.

([https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?\\_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK\\_CLSF\\_CD=3&TASK\\_CL\\_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10](https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK_CLSF_CD=3&TASK_CL_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10))

**木材用保存剤製品の承認申請資料に関するご案内**

化学製品安全法第20条および附則第3条に関連し、木材用保存剤製品の承認申請時に必要な資料の円滑な準備および適時提出を促進するため、案内文を化学製品管理システムの公告事項として掲載しました。

**参考資料**

化学製品管理システム>お知らせ>殺生物剤、登録日 2026.02.25.)

([https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?\\_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK\\_CLSF\\_CD=3&TASK\\_CL\\_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10](https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1?_csrf=13fe99f8-98e0-4f92-aec5-adcc62fc6012&page=1&TASK_CLSF_CD=3&TASK_CL_CD=&pSearchType=ALL&pSearchWord=&pageSize=10))

**製品内使用可能主成分および保存用物質の使用期限**

申告対象となる安全確認対象生活化学製品に使用可能な保存用物質(洗浄剤など)および主成分(殺菌剤など)の物質別使用期限をご案内します。

※ 案内されたファイルは 2026.1.15.に告示された「承認猶予対象既存殺生物物質の指定」(化学物質安全院告示)を基準として作成されています。

今後、関連告示の改正等により物質および使用期限が変更される場合がありますので、実際に使用する際は最新の告示をご確認ください。

**参考資料**

化学製品管理システム>申告対象安全確認対象生活化学製品、登録日 2026.02.06

(<https://chemp.mcee.go.kr/web/board/1>)

**承認対象の安全確認対象生活化学製品の殺生物製品への転換に伴う製品取り下げ申請の再案内(第3次)**

化学物質安全院では、承認対象の安全確認対象生活化学製品が殺生物製品に転換されたことによる製品取り下げ申請をお知らせします。安全確認対象生活化学製品(加湿器用消毒・保存剤など6種)のうち、殺生物物質を使用して製造・輸入される製品は2026年1月1日から殺生物製品に転換管理されます。当該製品は経過期間中に製造・輸入・販売が可能ですが、製品承認猶予期間および販売などに関する経過措置終了後には、不法製品と誤認されるなど不利益が発生する可能性があるため、製造・輸入などの計画がない製品に対して取り下げ措置を勧告します。

- 対象：安全確認対象生活化学製品（殺生物製品への転換対象6種\*）製造・輸入業者  
\*加湿器用消毒・保存剤、保健用殺虫・忌避剤、感染症予防用殺菌・消毒・殺虫・殺鼠剤など
- 申込期限：～2026.03.31. まで
- 申し込み方法：化学製品管理システムのお知らせ内の「取り下げ申請マニュアル」をご参考ください。
- お問い合わせ先：代表電話(1800-4840)

**参考資料**

化学製品管理システム(旧サイト)>お知らせ>申告対象安全確認対象生活化学製品(科学院)、番号52、登録日 2026.02.25)

([https://chempold.keiti.re.kr/cop/bbs/selectBoardList.do?bbsId=BBSMSTR\\_0000000001&QatypeStr=NIER](https://chempold.keiti.re.kr/cop/bbs/selectBoardList.do?bbsId=BBSMSTR_0000000001&QatypeStr=NIER))

## 産業安全保健法(ISHA)

### 法律の動向 - 改正・予告(案)など

---

※ 2月産業安全保健法-法律動向に関する内容はあります。

## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

### MSDS内容の適正性確認に関するガイドラインを掲示(2026.2.11)

産業安全保健法第110条および第111条に基づき提供されたMSDSの内容について、事業場（下位使用者）が自ら適正性を確認するために必要な技術的事項を案内する資料を掲載しました。

#### 参考資料

物質安全保健資料システム> 情報ポータル> 資料室> 制度案内、番号01、登録日2026.02.11.

(<https://msds.kosha.or.kr/msds/BB00100M01.do?bbsTySeCd=002&cmmnDetailCd=CA01>)

### 物質安全保健資料（MSDS）および警告表示に関する動画教材の公開

化学物質取扱事業場において警告表示の内容を正しく理解し、効果的に活用できるよう、MSDSおよび警告表示に関する動画教材を制作・配布します。

※関連YouTubeリンク

- 動画：<https://www.youtube.com/watch?v=7U9yegeY6kY>
- ショーツ：<https://www.youtube.com/shorts/dbeMRqBwsnk>

#### 参考資料

物質安全保健資料システム> 情報ポータル> 資料室> 制度案内番号02、登録日2026.02.11.

(<https://msds.kosha.or.kr/msds/BB00100M01.do?bbsTySeCd=002&cmmnDetailCd=CA01>)